



熊本県公報

第12115号

平成24年5月25日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

| | |
|--|-------------------|
| 告 示 | |
| ○保安林の指定施業要件の変更に関する予定 | (森林保全課) 1 |
| ○平成24年度家畜人工授精(牛)に関する講習会の開催及び同修業試験の実施 | (畜産課) 1 |
| ○特定行為業務の登録 | (障がい者支援課) 5 |
| ○平成24年6月県議会定例会の招集 | (財政課) 5 |
| 公 告 | |
| ○土地改良区役員の退任及び就任 | (農村計画課) 5 |
| ○クリーニング師研修及び業務従事者講習会の指定 | (業務衛生課) 6 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不分明者に係る当該通知の掲示 | (森林保全課) 6 |
| ○土地改良区役員の退任及び就任 | (農村計画課) 7 |
| ○特定調達契約に係る契約相手方の決定 | (税務課) 8 |
| ○特定調達契約に係る契約相手方の決定 | (") 8 |
| 登 載 依 頼 | |
| ○平成24年度第1回有明地域保健医療推進協議会救急専門部会の開催 | (有明地域保健医療推進協議会) 8 |

告 示

熊本県告示第712号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県荒尾市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
荒尾市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県玉名地域振興局並びに荒尾市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第713号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会及びその修業試験を次のとおり実施する。

平成24年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の目的
家畜の改良増殖を促進し、畜産振興を図るため、家畜人工授精に関する知識及び技術を有する技術者を養成する。
- 2 講習会の対象家畜
牛
- 3 講習会の内容
家畜人工授精

- 4 講習会の対象者
熊本県立農業大学の生徒及び家畜人工授精業務に従事しようとする者
- 5 講習会の対象人数
30人程度
- 6 講習内容
(1) 学科

| 科 目 | | 時 間 |
|------|---------|-----|
| 一般科目 | 畜産概論 | 4 |
| | 家畜の栄養 | 3 |
| | 家畜の飼養管理 | 3 |
| | 家畜の育種 | 7 |
| | 関係法規 | 3 |
| 専門科目 | 生殖器解剖 | 5 |
| | 繁殖生理 | 13 |
| | 精子生理 | 7 |
| | 種付け理論 | 4 |
| | 人工授精 | 17 |
| 計 | | 66 |

(2) 実習

| 科 目 | | 時 間 |
|---------|--|-----|
| 家畜の飼養管理 | | 4 |
| 家畜の審査 | | 7 |
| 生殖器解剖 | | 4 |
| 発情鑑定 | | 6 |
| 精液精子検査法 | | 8 |
| 人工授精 | | 45 |
| 計 | | 74 |

- 7 講習会の開催期間及び場所

(1) 期間

平成24年7月30日(月)から同年8月28日(火)まで
(平成24年8月15日及び同月16日並びに毎週土曜日及び日曜日を除く20日間。家畜衛生情勢等の都合により変更となる場合がある。)

(2) 場所

熊本県立農業大学校 合志市栄3805

- 8 受講申込方法

受講希望者は、受講申込書(別記第1号様式)に履歴書及び家畜人工授精業務計画書(別記第2号様式)を添え、平成24年6月25日(月)までに住所地を所管する地域振興局長又は熊本農政事務所長を経由して知事に提出する。ただし、熊本県立農業大学の生徒にあつては同校長を経由して知事に提出する。

- 9 受講手数料

手数料の額は、1人につき32,000円とし、受講を決定した後に徴収する。

- 10 修業試験

平成24年8月7日(火)及び同月28日(火)

- 11 その他

(1) 受講申込者には別途受講の可否等について通知する。

(2) 講習会テキストは、「家畜人工授精講習会テキスト」(社団法人日本家畜人工授精師協会発行)を使用する。

(3) 家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第24条の2の規定により受講科目の免除を受けようとする者は、当該免除を受けようとする科目を修めたことを証明する書面(単位履修証明書等)を講習会の開始予定日までに提出すること。

別記第 1 号様式

受 講 申 込 書

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

本 籍 地

住 所

氏 名

印

熊本県主催による家畜人工授精に関する講習会において講習を受けたいので、履歴書及び家畜人工授精業務計画書を添えて申し込みます。

別記第 2 号様式

家畜人工授精業務計画書

平成 年 月 日

住 所

氏 名

1 将来の業務内容

2 今後の業務計画内容（免許取得後）

熊本県告示第714号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成24年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 登録番号 | 登録年月日 |
|--------------------------------------|-------------------|-----------|-----------|
| 障害者支援施設石蒨の里 | 葦北郡芦北町大字湯浦1505番地1 | 431200010 | 平成24年4月1日 |
| 共同生活介護事業所つわぶきの家 | 葦北郡芦北町大字湯浦1506番地9 | 432200011 | 平成24年4月1日 |
| 合志市社会福祉協議会 障がい者支援センターヘルパーステーション | 合志市須屋2540 | 431200012 | 平成24年4月1日 |
| 合志市社会福祉協議会 障がい者支援センター児童デイサービス「れんがの家」 | 合志市須屋2540 | 431200013 | 平成24年4月1日 |
| 障害者支援施設くぬぎ園 | 合志市御代志722-7 | 432200014 | 平成24年4月1日 |
| 障害者支援施設たちばな園 | 阿蘇市三久保715番地 | 432200015 | 平成24年4月1日 |
| 医療法人山部会 竜山ヘルパーステーション | 熊本市北区室園町10番17号 | 432200016 | 平成24年4月1日 |

熊本県告示第715号

平成24年6月5日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成24年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公 告

熊本県公告第300号

宇城市に住所を置く豊野町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|------------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 前田 雄司 | 宇城市豊野町上郷2393番地 |
| 理事 | 西山 栄一 | 宇城市豊野町上郷395番地 |
| 理事 | 北岡 昭夫 | 宇城市豊野町中間189番地 |
| 理事 | 高野 博 | 宇城市豊野町下郷1386番地 |
| 理事 | 杉本 誠 | 宇城市豊野町糸石1850番地の1 |
| 理事 | 里方 弘毅 | 宇城市豊野町糸石1628番地 |
| 理事 | 森下 繁光 | 宇城市豊野町巢林617番地の5 |
| 理事 | 小田 信明 | 宇城市豊野町巢林931番地の2 |
| 理事 | 本田 久 | 宇城市豊野町山崎328番地 |
| 理事 | 村井 信之 | 宇城市豊野町山崎1316番地 |
| 理事 | 岩崎 弘範 | 宇城市豊野町安見4422番地 |
| 理事 | 古田 博宣 | 宇城市豊野町安見2566番地 |

| | | |
|----|--------|------------------|
| 監事 | 大谷 正明 | 宇城市豊野町下郷3175番地 |
| 監事 | 坂田 辰秋 | 宇城市豊野町糸石3485番地の1 |
| 監事 | 石内 清一 | 宇城市豊野町安見706番地 |
| 就任 | | |
| 理事 | 前田 雄司 | 宇城市豊野町上郷2393番地 |
| 理事 | 杉田 孝弘 | 宇城市豊野町上郷132番地 |
| 理事 | 北岡 宏一 | 宇城市豊野町中間191番地 |
| 理事 | 高野 博 | 宇城市豊野町下郷1386番地 |
| 理事 | 岡田 明 | 宇城市豊野町糸石1991番地 |
| 理事 | 里方 弘毅 | 宇城市豊野町糸石1628番地 |
| 理事 | 森下 繁光 | 宇城市豊野町巢林617番地の5 |
| 理事 | 小田 信明 | 宇城市豊野町巢林931番地の2 |
| 理事 | 本田 久 | 宇城市豊野町山崎328番地 |
| 理事 | 村井 信之 | 宇城市豊野町山崎1316番地 |
| 理事 | 岩崎 弘範 | 宇城市豊野町安見4422番地 |
| 理事 | 藤田 和義 | 宇城市豊野町安見862番地 |
| 監事 | 山野 敬三 | 宇城市豊野町下郷3125番地の2 |
| 監事 | 藤井 世治男 | 宇城市豊野町糸石3148番地の1 |
| 監事 | 森本 一敏 | 宇城市豊野町安見52番地 |

熊本県公告第301号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに第8条の3に規定する業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習として次のとおり指定した。

平成24年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の種類
第1型クリーニング師研修及び業務従事者講習
- 3 研修及び講習の開催年月日及び会場
 - (1) 平成24年8月26日 玉名市民会館（玉名市岩崎152-2）
 - (2) 平成24年9月2日 熊本学園大学（熊本市中央区大江2-5-1）
- 4 研修及び講習の科目及び時間数
 - (1) 研修
 - ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間（うち継続者時間数 30分）
 - イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間
 - ウ 洗濯物の処理 1時間
 - エ 繊維及び繊維製品 1時間（うち継続者時間数 30分）
 - (2) 講習
 - ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間（うち継続者時間数 30分）
 - イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間
 - ウ 洗濯物の処理 1時間
 - エ 繊維及び繊維製品 1時間（うち継続者時間数 30分）
- 5 受講料
 - (1) 研修受講料 5,000円
 - (2) 講習受講料 4,500円
- 6 研修及び講習の問合せ先
財団法人熊本県生活衛生営業指導センター
（熊本市中央区白山一丁目4番9号 末永ビル2階 電話096-362-3061）

熊本県公告第302号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を玉名市役所に掲示する。

平成24年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
城戸 茂次、大野 正晴、野村 豊喜、斉藤 有記、坂崎 かず子、坂崎 正昭、堀

美奈子、永田 泉、野田 與一郎
2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年4月3日付け熊本県告示第534号による。

熊本県公告第303号

熊本市に事務所を置く白川西南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|-----------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 岡田 健士 | 熊本市南区会富町209番地 |
| 理事 | 益城 益光 | 熊本市南区土河原町283番地 |
| 理事 | 植村 尚文 | 熊本市南区砂原町1194番地 |
| 理事 | 中村 信夫 | 熊本市南区八分字町513番地 |
| 理事 | 木村 篤 | 熊本市南区八分字町2210番地 |
| 理事 | 北野 保 | 熊本市南区浜口町887番地 |
| 理事 | 田中 泰暢 | 熊本市南区無田口町1611番地 |
| 理事 | 米村 昌昭 | 熊本市南区並建町395番地 |
| 理事 | 中村 国博 | 熊本市西区沖新町635番地 |
| 理事 | 林田 孝則 | 熊本市西区沖新町132番地 |
| 理事 | 藏田 義春 | 熊本市西区沖新町903番地2 |
| 理事 | 上坂 貴幸 | 熊本市西区中原町1321番地1 |
| 理事 | 古川 泉 | 熊本市西区中島町1926番地2 |
| 理事 | 北村 義春 | 熊本市西区中島町1102番地3 |
| 監事 | 細田 秀人 | 熊本市南区会富町748番地 |
| 監事 | 清島 重人 | 熊本市南区白石町291番地2 |
| 監事 | 植村 清一 | 熊本市南区島口町110番地 |
| 監事 | 島川 功 | 熊本市西区中原町949番地 |
| 就任 | | |
| 理事 | 古川 泰三 | 熊本市西区中島町1760番地 |
| 理事 | 村上 保雄 | 熊本市南区孫代町186番地 |
| 理事 | 村上 浩一 | 熊本市南区今町246番地1 |
| 理事 | 青木 久照 | 熊本市南区八分字町2965番地 |
| 理事 | 藤本 増行 | 熊本市南区土河原町103番地 |
| 理事 | 宮本 直敏 | 熊本市南区会富町259番地1 |
| 理事 | 西山 紀男 | 熊本市南区浜口町533番地 |
| 理事 | 木下 信正 | 熊本市南区白石町741番地 |
| 理事 | 西田 一信 | 熊本市南区無田口町1677番地 |
| 理事 | 志賀 孝成 | 熊本市西区沖新町1229番地 |
| 理事 | 藏田 義春 | 熊本市西区沖新町903番地2 |
| 理事 | 西村 繁忠 | 熊本市西区沖新町60番地 |
| 理事 | 上妻 義照 | 熊本市西区中原町1317番地 |
| 理事 | 島川 功 | 熊本市西区中原町949番地 |
| 監事 | 河野 善明 | 熊本市南区会富町1373番地1 |
| 監事 | 米村 實男 | 熊本市南区並建町293番地 |
| 監事 | 植村 博 | 熊本市南区島口町122番地 |
| 監事 | 木下 政昭 | 熊本市西区沖新町1280番地 |

熊本県公告第304号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
くまもと県税システム及び電子申告審査システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
名 称 熊本県総務部総務局税務課
所在地 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る金額
79,667,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。

熊本県公告第305号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
くまもと県税システムハード更改対応作業及びWindows7対応改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
名 称 熊本県総務部総務局税務課
所在地 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る金額
99,960,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。

掲載依頼

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成24年度第1回有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成24年5月25日

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成24年5月30日（水）午後3時から
- 2 開催場所
玉名市岩崎152番地2 玉名市民会館第2会議室
- 3 議題
（1）救急告示病院の新規申請について
（2）第6次有明地域保健医療計画について（報告事項）

- (3) 熊本県健康危機管理マニュアルの改訂について（報告事項）
- (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県玉名市岩崎1004番地1
有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県有明保健所総務企画課内)
(電話0968-72-2184)